

東京・第一地区、第二支部

今田 真人 様

2015年6月4日

日本共産党中央委員会書記局

前 略

いっせい地方選挙のさなか、あなたは「元赤旗記者」の肩書で『緊急出版 吉田証言は生きている』と題する本を出版しました。表紙の帯には、「吉田清治氏の証言は虚偽ではない!」「朝日新聞や赤旗で、吉田証言を虚偽・誤報として記事を取り消したのは間違いだ!」などの宣伝文が並んでおり、これがこの本の中心内容です。

要するにこの本は、赤旗編集局が昨年9月27日付に掲載した論文「歴史を偽造するのは誰か——『河野談話』否定論と日本軍『慰安婦』問題の核心」、および赤旗編集局の社告『「吉田証言」の記事を取り消します』の2つの文書にたいする明白な反論・異論を、わざわざ「元赤旗記者」を名乗って公表したものです。これは、あなたが、党規約第五条の「(五) 党の諸決定を自覚的に実行する…党の決定に反する意見を、勝手に発表することはしない」を承知の上で無視したものとわざるを得ません。

さらにいえば、あなたの今回の出版は、「国際的・全国的な性質の問題については、個々の党組織や党員は、党の全国方針に反する意見を、勝手に発表することをしない」という党規約第十七条をも無視したものです。

「吉田清治氏の証言」(「吉田証言」)とは、1940年代前半の時期、吉田氏らが日本軍の命令を受けて、当時日本が植民地化していた朝鮮で、暴力的に若い女性を強制連行し「慰安婦」にしたとする吉田氏の「証言」であり、1980年代から90年代初めにかけてさまざまなメディアで報じられたものです。その後、専門家の中で「吉田証言」の信ぴょう性に疑義があるとの見方が強まり、一方で、実際に「慰安婦」とされた女性の証言をはじめ「慰安婦」問題の実態が次々に明らかになるなかで、「吉田証言」自身が問題にされない状況が生まれていきました。しかし、右派ジャーナリズムや過去の侵略戦争を肯定・美化する勢力が、「吉田証言」への疑問を最大の論拠にして、「慰安婦」問題での「河野談話」を攻撃し、「慰安婦」問題そのものまで否定しようとする大キャンペーンを繰り広げるようになりました。

「慰安婦」問題への日本軍の関与や強制性を認め「お詫びと反省の気持ち」を表明した1993年8月4日の日本政府見解(河野官房長官の談話=「河野談話」)を、こうした攻撃から守る立場で、昨年9月の「赤旗」論文や社告が出されました。これは、昨年3月14日に発表した志位和夫委員長の「慰安婦」問題での「見解」とあわせて、右派ジャー

ナリズムや戦争美化勢力に痛撃を与えました。彼らは今に至っても、これらの党の見解にまともに言及することさえできずにいます。安倍政権も現在のところ、「河野談話」を否定することができなくなっています。「吉田証言」を含む日本軍「慰安婦」をめぐる問題は、このように日本の政治の一つの重要な焦点であり、さらに、日韓関係をはじめとして国際的にも焦点の問題であり続けています。こういう時に「赤旗」論文などにたいする異論を公表したあなたが、党規約第十七条を無視していることは明白でしょう。

あなたはすでに昨年、「吉田証言」問題にかかわって、日本共産党や「しんぶん赤旗」を非難攻撃する文章をツイッター上などで発信していました。これにたいして書記局は、昨年10月18日付、同11月11日付の2回にわたって、あなたに書面を届けて、書記局と協議することを求めました(念のためこれらを同封します)。2度目の書面では、あなたがそうした規約無視の行為を続けるなら党员資格が問われることになることと警告的な指摘もしました。あなたはこうした書記局の丁寧な求めや指摘にたいして、なんの返答もしませんでした。あなたの今回の出版は、こうした経緯の上でなされたものです。

党员の資格を定めた党規約第四条は、「党の綱領と規約を認める人」と明記しています。党员の資格の根本は、あれこれの「党活動」をするかどうかではなく、なによりも「綱領と規約を認める」こと、それにそって活動することです。党規約の条項を無視する行為を重ね、警告にも耳を貸さず、今回の出版に至ったあなたを、もはや「規約を認める人」とみることはできません。あなたの今回の出版は、書記局の文書がすでに指摘した通り、あなたの党员資格を根本から問うものとなったのです。

中央委員会は、これまでの経過に照らし、あなたが党規約第四条に定める党员の資格を自ら放棄したものと、同第十一条にもとづいてあなたを除籍することとします。

党規約第十一条は「党組織は、第四条に定める党员の資格を明白に失った党员…は、慎重に調査、審査のうえ、除籍することができる。除籍にあたっては、本人と協議する。党組織の努力にもかかわらず協議が不可能な場合は、おこなわなくてもよい」と定めています。これまで2回、あなたが協議の求めを無視したという経緯はありますが、中央委員会はここに定められた本人との「協議」をおこなう用意があります。あなたに協議する意思があれば、11日(木)までに電話で書記局宛に連絡してください。

最後に一言付記します。あなたの一連の行為が党規約の重要な条項を無視したものであることは、上記のように明白です。しかし、規約を無視して出版したこの本で、あなたが「吉田証言」の「真実性」をいかに強調し、信ぴょう性がないとしてこの「証言」を取り消した「しんぶん赤旗」をどう非難しようと、「吉田証言」が信用できないという評価は、すでに歴史的に定まったものであり、あなたの主張にはなんの力もありません。日本共産

党の「慰安婦」問題についての立場に影響を与えることもありません。

あなたは、赤旗記者時代の1993年に吉田氏にインタビューし、その記事が同年11月14日付日刊紙に掲載されました(上記編集局の「社告」で取り消した記事の一つです)。あなたは今回の本に、このインタビュー記事のもとになった吉田氏の発言のテープを起こしたとする「全文」を載せ、“吉田氏は信頼できる”“「全文」そのものが吉田証言の真実性の証になる”と主張しています。しかし、それはあなたの個人的な、一方的な「思い入れ」にすぎず、「吉田証言」の信ぴょう性を裏付けるようなものはなにもありません。

個人的な「思い入れ」が、今回の「元赤旗記者」を名乗っての出版＝規約無視の動機だとすれば、それ自体、党员本来の身の処し方とはまったく異質なものであり、党员としての実態の喪失を意味しています。

いずれにせよ、あなたにたいしては、規約上の「処分」でなく、除籍とするのが妥当と判断するものです。

以 上